



埼玉県報

号外第11号
令和3年(2021年)
2月12日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 職員の特殊勤務手当に関する条例及び埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例のあらまし（人事課）

条例

- 職員の特殊勤務手当に関する条例及び埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例（人事課）

本号で公布された条例のあらまし

職員の特殊勤務手当に関する条例及び埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二号）（人事課）

一 趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備を行うための改正

二 内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、同法中の新型コロナウイルス感染症の定義が削除されることから、以下の条例中の同法の引用部分について規定を整備

(一) 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）

(二) 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例（令和二年埼玉県条例第三十二号）

三 施行期日

令和三年二月十三日

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例及び埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

一 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）附則第三十三項

二 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例（令和二年埼玉県条例第三十二号）第一条

附 則

この条例は、令和三年二月十三日から施行する。